

社会福祉施設における寄附の取扱いに係る指針

さいたま市福祉局

1 目的

社会福祉施設に対する寄附は、寄附者本人の自由意思に基づくものでなければならない。本指針は、寄附の強要、不当な資金の還流等の社会的疑惑を生じさせることのないよう、手続きの透明性を確保することにより、施設運営の適正化を図ることを目的とする。

2 寄附の受入れ手続き

寄附を受け入れる際には、以下の手続きを行うこととする。

- (1) 寄附者から寄附申込書（参考様式1）の提出を受けること。
- (2) 寄附者に対し領収書を発行するとともに領収書の控えを保存すること。
- (3) 寄附申込書に記載された寄附目的により拠点区分を決定すること。
- (4) 寄附金品台帳（参考様式2）を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。

なお、当該寄附金品台帳については、閲覧に供するよう努めること。ただし、寄附者の個人情報については、プライバシーの保護に留意すること。

- (5) 理事長（法人代表者）の承認を得ること。
- (6) 1件の額が100万円相当額以上の寄附を受け入れた場合は、その都度、寄附金品受入報告書（様式1）により、さいたま市長（福祉局生活福祉部福祉総務課支援係あて）へ報告すること。

また、同一人からの寄附の合計が一会計年度（4月から3月まで）内に100万円相当額以上になった場合は、会計年度終了後に1枚の報告書にまとめ、さいたま市長（福祉局生活福祉部福祉総務課支援係あて）へ速やかに報告すること。

なお、市は、必要がある場合には、寄附の状況について報告を求めることができるものとする。

3 寄附受入れ判断基準

寄附の受入れについては、次の基準に従い寄附者の区分ごとに可否を判断するものとする。

(1) 利用者（入所者）

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

なお、寄附者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）であるときには、民法の規定により、法定代理人、保佐人又は補助人（以下「法定代理人等」という。）の同意を得て寄附をする場合と、法定代理人等が代理権に基づき寄附手続きをする場合がある。同意を得たときは、同意書の写しを添付するものとする。

- | | |
|----------|---|
| ※ ア 未成年者 | 法定代理人（両親、未成年後見人）による申込み又は同意。未成年後見監督人があるときには、その同意も必要。 |
| イ 成年被後見人 | 法定代理人（成年後見人）による申込み。後見監督人があるときには、その同意も必要 |
| ウ 被保佐人 | 保佐人の同意（代理権を付与する審判がある場合には保佐人の申込み。） |
| エ 被補助人 | 補助人の同意（代理権を付与する審判がある場合には補助人の申込み。） |

(2) 家族・遺族

(1)を準用する。

(3) 入所（利用）前の入所（利用）希望者（家族を含む。）

入所（利用）決定に疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないものとする。

(4) 保護者会（後援会等の名称を問わず家族が加入している団体）

次の条件を満たす場合に、上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

- ア 保護者会（総会）で意思決定されていること。（総会議事録、議案書等の写しを添付すること。）
- イ 寄附目的が明確なこと。
- ウ 寄附のための特別の負担が会員個人にないこと。

(5) 後援会（地域の篤志家等を中心に構成されている団体）

次の条件を満たすことと、上記2の手続きにより、寄附を受け入れることが

できるものとする。

ア 後援会（総会）で意思決定されていること（総会議事録、議案書等を添付させる）。

※ なお、入所者（利用者）の家族や職員を中心に構成されている後援会については、上記（４）の保護者会と同様の扱いとする。

（６）取引業者

上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

ただし、補助事業に関わる建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員からの寄附については、不当に資金の還流が行われるおそれがあるため、受け入れないものとする。

※ 平成13年7月19日付け社援基発第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費に係る契約の相手方等からの寄附金等の取扱いについて」参照

（７）その他の者

上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

附 則

この通知は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、社会福祉法人会計基準（「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年8月18日付、保福福第1693号）」に移行していない法人にあっては、文章中「拠点区分」を「経理区分」に読み替えるものとする。

附 則

この通知は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年5月1日から施行する。